

国総建第147号
平成22年9月30日

日本建設組合連合

殿

国土交通省建設流通政策審議官



建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より建設業者団体宛に、別添1のとおりその実施が勧告されたところです。

今般、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされております。

また、別添2及び3のとおり、公共発注者及び民間建築発注者団体に対し、同標準約款の実施について改めてお願いしたところです。

貴団体におかれましては、国、地方公共団体をはじめとする各公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対し改めて周知徹底をお願いいたします。

国土交通省中建審第 2 号
平成 22 年 7 月 26 日

〔建設業者団体 宛〕

中央建設業審議会会長
平井 宜雄

建設工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）（昭和 26 年 2 月 14 日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じております。

これらの課題に対処するためには、書面による契約の促進や法令遵守の徹底等を図るとともに、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間で責任・費用が適切に分担されるようにすることが重要であります。

このため、当審議会においては、平成 22 年 4 月より、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、同約款の改正に向けて審議を行ってまいりましたが、このたび、各約款を別添のとおり大幅に改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 34 条第 2 項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

1. 各約款共通の主な改正事項

請負契約書」の「支払方法」について、出来高に応じた支払いとすることを例示する。(民間建設工事請負契約書)

(3) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)

(4) 善管注意義務を尽くしても生じた第三者損害及び契約目的物に基づく日照障害、風害、電波障害等により生じた第三者損害について、発注者が費用を負担する旨明確化する。(第19条関係)

4. 民間建設工事標準請負契約約款(乙)の主な改正事項

(1) 個人発注者が未着工の段階で高い割合の前払金を支払い、請負者の倒産により大きな損害を被る事例があることにかんがみ、消費者である個人発注者の保護のため、工事の出来高に比べて過度な支払いとならないよう、「民間建設工事請負契約書」の「支払方法」について、契約後の標準的な代金の支払割合を例示する。(民間建設工事請負契約書)

(2) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)

(民間建設工事標準請負契約約款(甲)と同様の改正)

5. 建設工事標準下請契約約款の主な改正事項

(1) 元請負人が発注者から請け負った工事の全体工期をもって下請契約の工期としている事例があることから、下請契約においては、下請負人が実質的に工事を施工する期間を記載するよう、「建設工事下請契約書」の「工期」について、工期は下請負人の施工期間とすべきことを明確化する。(建設工事下請契約書)

(2) 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の

国総建第145号
平成22年9月30日

〔公共発注者宛〕

国土交通省建設流通政策審議官

公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（中央建設業審議会決定）については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より各公共発注者宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところで

す。
今般の改正は、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じている現状を踏まえ、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間の責任・費用の適切な分担を確保し、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図ることを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行われますよう、改めてお願いいたします。

なお、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管下の市区町村及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

※ 別添省略

国総建第146号
平成22年9月30日

〔民間建築発注者団体 宛〕

国土交通省建設流通政策審議官

建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より貴団体宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じている現状を踏まえ、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間の責任・費用の適切な分担を確保し、契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図ることを目的として行われたものです。

貴団体におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに同標準約款の実施について適切に対応されますよう、会員企業に対し、改めて周知をお願いいたします。

なお、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

※ 別添省略